

4月から「新しい介護予防・日常生活支援 総合事業(新しい総合事業)」が始まります

「要支援1・2」の方が利用する訪問型サービス(ホームヘルプサービス)と通所型サービス(デイサービス)が、市が実施する新しい総合事業へ変わり、介護予防や日常生活の自立支援を目的とした多様なサービスが始まります。

また、65歳以上でサービス利用を希望される方は、基本チェックリスト*の実施により、介護サービスを利用することもできるようになり、サービスが必要な方は、以前より早く利用を開始できます。

※厚生労働省が作成した25個の質問により、身体の機能や症状をチェックするもの

サービスの種類

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の認定を受けた方や、基本チェックリストで「事業対象者」と判断された方が受けることができるサービスです。

訪問型サービス			
サービス種別	介護予防訪問サービス	生活支援訪問サービス(新設)	支え合い訪問サービス(新設)
サービス内容	介護事業所(訪問介護職員)による現行と同様のホームヘルプサービス	介護事業所(訪問介護職員)による食事・排泄・入浴の介助などを行わない1回あたり1時間未満のホームヘルプサービス	シルバー人材センター会員による1回あたり1時間未満の家事援助サービス
利用者負担の目安	週1回 1か月 1,193円 週2回 1か月 2,384円 ※1割負担の場合	1回あたり 240円程度 ※1割負担の場合	1回あたり 200円

通所型サービス			
サービス種別	介護予防通所サービス	生活支援通所サービス(新設)	いきいきトレーニング(新設)
サービス内容	介護事業所(介護職員)による現行と同様のデイサービス	介護事業所(介護職員)による食事や入浴を行わない半日(2~3時間)のデイサービス	名古屋学院大学による、6か月間で身体機能の改善を図るサービス
利用者負担の目安	要支援1 1か月 1,670円 要支援2 1か月 3,425円 ※1割負担の場合	1回あたり 330円程度 ※1割負担の場合	実費相当額

一般介護予防事業

65歳以上の方ならどなたでもご利用いただけるサービスです。要介護状態となることの予防や要介護状態の軽減、悪化の防止を目的として行うものです。

☑ 介護予防教室(運動・栄養)

スポーツクラブや介護事業所などにおいて実施する、運動機能の向上や栄養改善を目的としたプログラム

☑ 介護予防教室(口腔)

口腔機能向上を目的とした、歯科医師や歯科衛生士によるプログラム

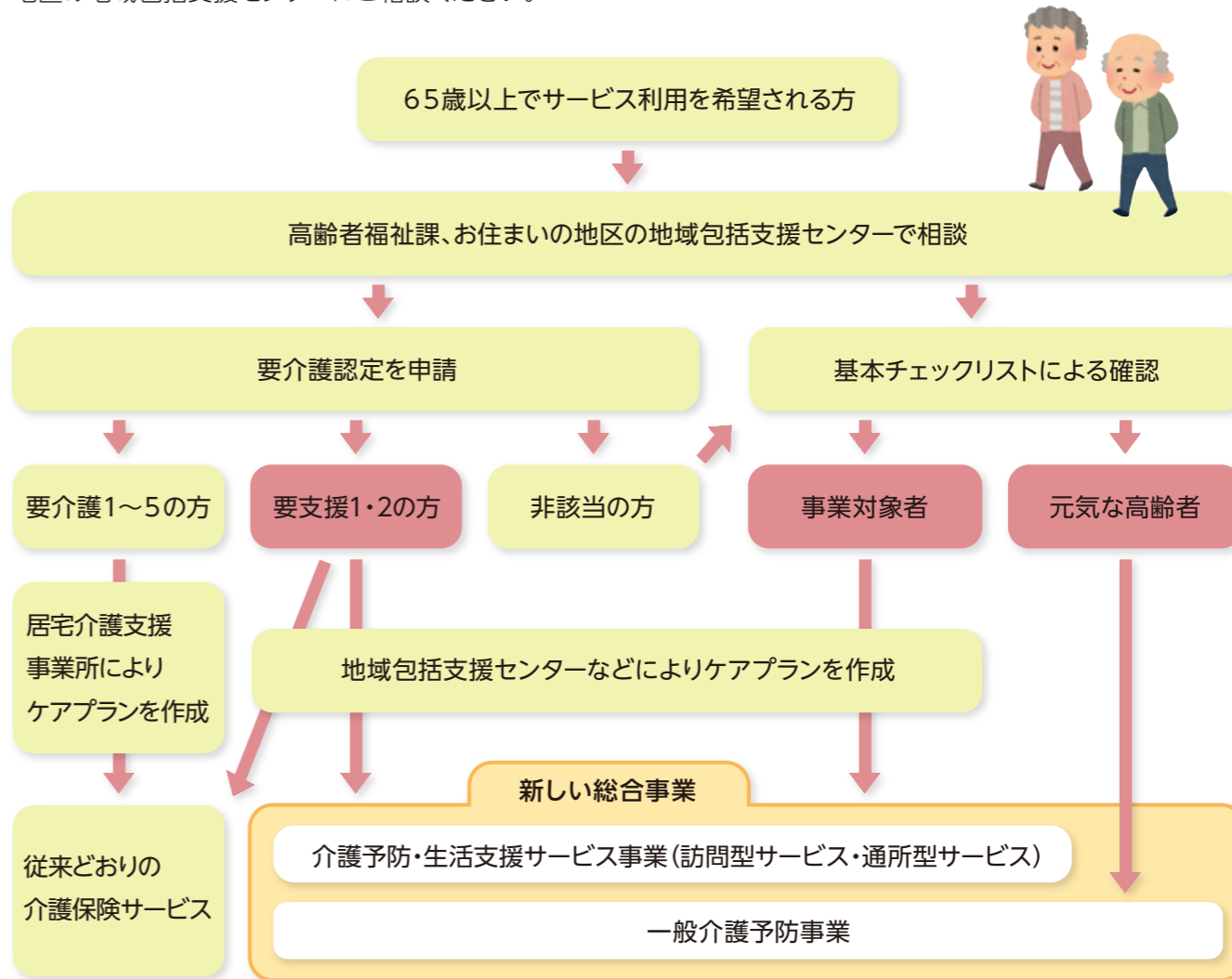
☑ 地域サロン等応援事業

地域におけるサロン活動などに、介護予防に関する専門職を派遣し、介護予防プログラムを実施するサービス



サービスの流れ

サービスの利用方法が変わります。以下の手続きが必要ですので、高齢者福祉課(市役所2階)またはお住まいの地区の地域包括支援センターにご相談ください。



※要介護1~5の方や第2号被保険者(40歳~65歳)で16の特定疾病により介護が必要になった方のサービス利用の方法は、従来と同様です。

よくある質問

Q1 新しい総合事業が始まると、サービス内容は変わりますか?

A1 要支援1・2の方や基本チェックリストにより事業対象者と判断された方は、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスなどの多様なサービスが利用できるようになります。

また、65歳以上の方なら利用できる、一般介護予防事業も開始します。

Q2 現在、要支援1(要支援2)の認定を受けており、ホームヘルプサービスとデイサービスを利用していますが、4月以降も同様のサービスを利用することができますか?

A2 身体の状態によって、現在と同様のホームヘルプサービス(介護予防訪問サービス)やデイサービス(介護予防通所サービス)が利用できる場合と、新たに設定される生活支援訪問サービスや生活支援通所サービスなどが利用できる場合があります。